

〔公募期間〕令和6年6月3日(月) ～ メール送信締切：7月10日(水)17時必着
電子媒体提出締切：7月12日(金)17時必着

地方公共団体施設及び民間業務用建築物等の 新築・既築のZEB事業に対して最大2/3の補助が受けられます!!

環境省 補助事業名：令和6年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業
新築建築物のZEB普及促進支援事業／既存建築物のZEB普及促進支援事業

執行団体：一般社団法人静岡県環境資源協会（略称「SERA」）
対象事業者：国内で事業を営んでいる者 ※都道府県、政令市、中核市及び施行時特例市を除く
（民間企業・個人事業主・学校法人・社会福祉法人・医療法人・一般社団法人、地方公共団体、等）
補助率：【新築】1/2、1/3、1/4 【既築】2/3 費用対効果による上限あり（4ページ目を参照）
対象経費：設備費・工事費（撤去処分費等除く）
対象建物：新築、既築（延べ面積の要件あり）

■ 主たる申請要件

- BELSの認定を得られるZEB ※であり、必要な外皮性能基準を満たしていること
- 公募要領で定められた要件を満たすBEMS装置等を導入すること
- 建物を賃貸等する事業者は、賃貸の広告等において省エネ性能を表示すること
- 新築建築物については、再エネ発電設備を設置すること
- 事業完了後の建築物が建築基準法における耐震基準（1981年改正）を満たすこと
- ZEBプランナーが関与する事業でZEBリーディング・オーナーへの登録を行うこと
- 実施期間は原則単年度。条件により複数年度も可能（3年度以内）
- 事業完了後5年間、事業報告書を提出すること

※ 本事業におけるZEBとは、BELS の認証を得られる『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready の施設です。
ZEB Oriented は地方公共団体等の施設のみ対象となります。
※ 2,000㎡未満の建築物の場合、ZEB Ready は対象外になります。

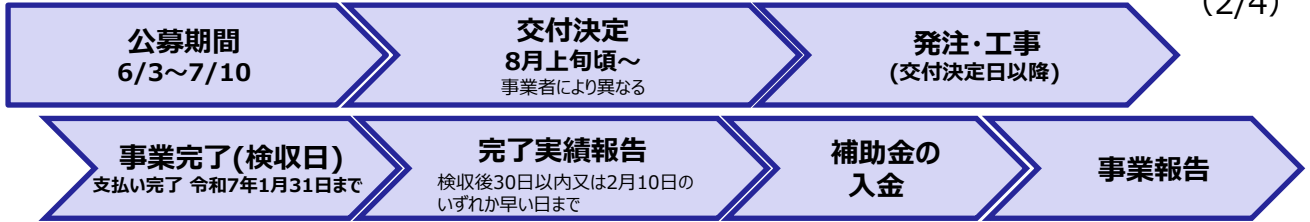
採択事例

- ◆ 建物用途
集会場等（葬祭場）
既築物件 延床面積 1,642㎡
- ◆ ZEBの分類
ZEB Ready (BEI : 0.34)
- ◆ 事業内容



◆ 事業費	
事業費総額	約6,500万円
補助金	↓
実質ご負担額	約2,800万円

- <空調設備改修の内容>
ビルマル4系統、パッケージエアコン14台、ルームエアコン3台の更新【冷房能力324kW】
- <照明設備改修の内容>
蛍光灯695台をLEDへ改修
- <外皮断熱の内容>
最上階層天井部の断熱性能向上(グラスウールt50、t100の敷設)
- <運用改善の内容>
集中リモコンによる運用改善



2 対象施設

- ①申請者による面積要件 ※非住宅部分の延べ面積が対象となる。
 - a. **地方公共団体等**（地方独立行政法人、公営企業を含む。但し、都道府県、政令市、中核市及び施行時特例市を除く）が**所有する業務用建築物等（面積要件なし）**
 - b. **上記以外の者が所有する業務用建築物等（新築の場合は延べ面積 10,000 m²未満、既築の場合は延べ面積 2,000 m²未満に限る）**
- ②下表に掲げる用途に供される業務用施設であること。

用途	具体例	対象外建物の例
事務所等	事務所、官公署等	住宅、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、卸売市場、火葬場、キャバレー、パチンコ屋 等
ホテル等	ホテル、旅館等	
病院等	病院、老人ホーム、福祉ホーム等	
物販店等	百貨店、マーケット等	
学校等	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、給食センター等	
飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店等	
集会所等	図書館、博物館、体育館、公会堂、集会場、競馬場又は競輪場、映画館等	
建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる／CLT等の新たな木質材料を用いた ZEB建築物（別途要件あり）		

- ③申請時点において、建物の実施設設計が完了している建築物であること。
- ④新築の場合は確定検査時に登記簿を確認できるものであること。既築の場合は登記されたものであること。（地方公共団体を除く。）

3 対象事業の一次エネルギー消費量について

- 以下のいずれかを満たすものとする。
- a 建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」における一次エネルギー消費量に関する基準において、再生可能エネルギーを除く設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より 50%以上削減すること。⇒『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready
 - b **地方公共団体等**の延べ面積 10,000 m²以上の建築物のうち、建築物省エネ法第2条第3号に規定する「建築物エネルギー消費性能基準」における一次エネルギー消費量に関する基準において、再生可能エネルギーを除く設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より 30%以上（事務所等、学校等の場合は 40%以上）削減すること。⇒ **ZEB Oriented**
かつ、公益社団法人空気調和・衛生工学会において、省エネルギー効果が高いと見込まれ、公表されたエネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）における下表の未評価技術15項目のうち、1 項目以上導入すること。

未評価技術項目	
①	CO2濃度による外気量制御
②	自然換気システム
③	空調ポンプ制御の高度化（変流量制御、末端差圧制御、送水圧力設定制御等）
④	空調ファン制御の高度化（変風量制御、適正容量分割等）
⑤	冷却塔ファン・インバータ制御
⑥	照明のゾーニング制御
⑦	フリークーリングシステム
⑧	デシカント空調システム
⑨	クール・ヒートレンチシステム
⑩	ハイブリッド給湯システム等
⑪	地中熱利用の高度化（給湯ヒートポンプ、オープンループ方式、地中熱直接利用等）
⑫	コージェネレーション設備の高度化（吸収式冷凍機への蒸気利用、燃料電池、エネルギーの面的利用等）
⑬	自然採光システム
⑭	超高効率変圧器
⑮	熱回収ヒートポンプ

4 補助対象経費

補助対象経費区分	項目
設備費	補助対象システム・機器及び当該システム・機器の導入に必要な機械装置・高性能な建築材料・計測装置等の購入、製造（改修を含む）等に要する経費（ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く）
工事費	補助対象システム・機器の導入に不可欠な工事に要する経費
事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する経費
その他	建築物省エネ法第 33 条の 2 に基づく第三者評価機関による認証(ZEB Oriented 以上) を受けるために必要な費用（交付規程では工事費に含まれる）

注) 実施設計費は補助対象外です。

5 主な補助対象となる設備の範囲

区分	項目	対象範囲	補助対象設備	
設備費	断熱	断熱等	建物（外皮）性能が向上する場合に限る	
	空調・給湯	熱源機器	高効率機器に限る	冷凍機、ヒートポンプ、冷温水器、業務用エアコン（GHP、EHP） ルームエアコンは国立研究開発法人建築研究所が示す冷房効率区分（い）を満たす機種に限り補助対象。
		空調機器	高効率機器及び器具に限る	VAV 空調機、全熱交換器組込型空調機、VAV ユニット、モータダンパ、デシカント空調機、全熱交換器、顕熱交換器、輻射冷暖房システム等（標準型のファンコイルやファンコンベクタ、放熱器等は対象外）
		給湯機器	省エネ機器及び器具に限る	ヒートポンプ型給湯器、排熱回収型ボイラ等（電気温水器、潜熱回収型給湯器や、給湯機器からカランまでの配管は対象外）
	換気	換気機器	省エネ機器及び器具に限る	ブラシレス DC モーター型、インバータ制御ファン等（通常の換気扇、還気ファンは対象外）
	再生エネルギー	再生可能エネルギー利用機器※1	右記のエネルギー等を利用した機器・システム	太陽光（建材一体型太陽電池を含む）、風力、小水力等（発電した電力を主に自家利用する場合に限る）
		コージェネ	右記の機器・システム	コージェネ（燃料電池を含む）
		蓄電システム※1	創蓄連携に限る	蓄電システム、創蓄連携に必要な機器及び制御盤（再生可能エネルギー等により発電した電力を蓄え、有効利用するものに限る） 補助対象経費は創蓄連携に必要な機器及び工事費を含み、補助対象経費全体の 20% を上限とする。 ※詳細要件があるため、公募要領参照のこと
	電源	受変電設備	高効率機器に限る	高効率トランス（本体のみ） （第 2 次トップランナー基準で定められたものに限る）
		負荷設備	省エネ機器の設置と一体不可分の設備に限る	動力制御盤、分電盤等、配管配線及び付属品
	BEMS (自動制御機器含む)	制御部		制御機器（センサ、アクチュエータ、コントローラ等）、盤類（自動制御盤、動力制御盤、インバータ盤等）、自動制御関連設備（VAV 等）、計測計量装置（熱量計、CT、電力量計、ガスメーター等）、制御用配管配線及び付属品
		監視部		中央監視装置（中央監視盤、照明制御盤等）、伝送装置（インターフェイス、リモートステーション等）、通信装置（ルータ等）、制御用配管配線及び付属品
		管理部		BEMS 装置
	未評価技術に関する設備費			公募要領参照のこと
	工事費	工事費	補助事業の実施に不可欠で、補助事業設備の設置と一体不可分な工事に限る	搬入・据付工事、配管工事、ダクト工事、電気配管・配線工事、断熱工事、機器保温塗装工事、基礎工事、場内搬送費、試運転調整費、仮設費、工事者の現場経費等
その他	省エネルギー性能表示	省エネルギー性能表示に限る	省エネルギー性能の表示に係る費用 省エネルギー性能評価の認証を受ける申請費用及び評価結果を表示するための費用（プレート代等）	

※1 再生可能エネルギー利用機器及び蓄電システムについて ZEB Ready、ZEB Oriented 事業はレジリエンス加点要件を満たす場合のみ補助対象です。

注) 照明設備は補助対象外です。

6 補助金の交付額

原則として補助対象経費の次の割合を補助する

延べ面積	区分	新築		既存建築物	
		地方公共団体 所有	地方公共団体 以外所有	地方公共団体 所有	地方公共団体 以外所有
10,000 m ² 以上	『ZEB』	補助率2分の1 (上限 3 億円)	-	補助率3分の2 (上限 5 億円)	-
	Nearly ZEB	補助率3分の1 (上限 3 億円)			
	ZEB Ready/ ZEB Oriented	補助率4分の1 (上限 3 億円)			
2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	『ZEB』	補助率2分の1 (上限 3 億円)			
	Nearly ZEB	補助率3分の1 (上限 3 億円)			
	ZEB Ready	補助率4分の1 (上限 3 億円)			
2,000 m ² 未満	『ZEB』	補助率2分の1 (上限 3 億円)		補助率3分の2 (上限 3 億円)	
	Nearly ZEB	補助率3分の1 (上限 3 億円)			

※2,000m²未満の建築物の場合、ZEB Ready は対象外

なお、CO₂排出量1トン削減するために必要な補助金額が、下記区分ごとの金額を超える場合は、
下記区分ごとの金額[円/ t-CO₂] × (CO₂排出削減量[t-CO₂/年] × 耐用年数[年])
 から求めた補助金額を上限とする。

『ZEB』	120,000 円/ t-CO ₂
Nearly ZEB	100,000 円/ t-CO ₂
ZEB Ready、ZEB Oriented	50,000 円/ t-CO ₂

CO₂排出量 1 トンを削減するために必要な補助金額を求める算定式
 = 補助金額[円] ÷ (CO₂排出削減量[t-CO₂/年] × 耐用年数[年])

7 審査における加点ポイント

- 建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業、CLT等の先進木材を活用する建築物については優先採択枠を設ける。
- 激甚災害での被災建築物を建て替え・改修する事業については、審査段階において大きく加点する。
- 実施箇所が地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を地方公共団体実行計画に全て定めた市町村の再エネ促進区域内、建築物省エネ法に規定する建築物再生可能エネルギー利用促進区域内に位置付けられている場合は、審査段階において加点する。
- 学校について、エコスクール・プラスの認定を受けている場合は、審査段階において加点する。
- 当該建築物の所有者たる補助事業者が「リーディングテナント行動方針」の賛同者である場合、または当該建築物に同方針の賛同者がテナントとして入居実績または予定のある場合は、審査段階において加点する。
- レジリエンス性を備えるように建築物整備を行う事業については審査段階において加点する。
- 電力調達も勘案し再エネ100%となる事業については審査段階において加点する。
- 要件を満たす建材一体型太陽電池を導入する事業、導入設備に2022年度2023年度のLD-Tech認証製品・自然冷媒を用いる空調関連設備が含まれる事業については、審査段階において加点する。
- 温室効果ガスの排出削減目標を設定している場合、デコ活に関する取組を行っている場合については、審査段階において加点する。
- 複数年度事業は、全補助対象経費における、初年度事業費の割合が高いものを加点とする。

8 交付申請時の主な必要書類について

- ①交付申請書 ②実施計画書 ③経費内訳 ④参考見積書 ⑤システム概念図 ⑥エネルギー計量計画図 ⑦省エネルギー計算書 (WEBプログラムの一次エネルギー消費量計算結果と整合) ⑧省エネルギー計算書の根拠 (PAL*、一次エネルギー消費量計算書等)
 ⑨ZEB事業紹介文 ⑩暴力団排除に関する誓約事項 ⑪交付要件等確認書 ⑫会社概要書 ⑬定款または寄付行為 ⑭履歴事項全部証明書 ⑮直近2年分の決算報告書 ⑯建物登記簿謄本 ⑰建築確認申請書及び確認済証 ⑱土地登記簿謄本 ⑲土地賃貸契約書 ⑳建物図面 (平面図、立面図等) ㉑設計図 (設備の機器表、配置図、カタログ) ㉒各種計算書 など
 ※詳しくは執行団体ホームページ掲載の申請様式「提出書類チェックシート (ZEB普及)」をご確認下さい。

9 問合せ先及び提出先

【問い合わせ先】 一般社団法人静岡県環境資源協会 省CO₂促進事業支援センター
 TEL : 054-266-4161 メールアドレス : zeb@siz-kankyoku.or.jp (問合せ用)

【公募書類の提出方法と提出先】 ※詳細は公募要領P37~38参照
 公募書類の電子データを、電子メールの送信と電子媒体 (CD-R) の送付で提出
 <提出先> メールアドレス zeb-shinsei@siz-kankyoku.or.jp (申請専用)
 住所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町12-6 シャンソンビル紺屋町7階 (電子媒体送付先)
 URL : https://siz-kankyoku.com/2024co2/page-526/

※ 申請にあたっては、執行団体のホームページ上に掲載されている公募要領を必ずご確認ください。